

経済団体に対し 新規高卒者求人要請

6月6日(水)、秋田県商工会館において、佐竹敬久秋田県知事や坂本忠行秋田労働局長等から経済5団体に対し、平成25年度の新規高卒者に対する求人要請が行われました。新規高卒者の就職状況は、県内就職希望者が増加傾向にあり、県内企業の積極的な採用枠の拡大について要請がありました。

本会からは高橋清悦専務理事が出席し、要請書を受け取りました。要請に対し、高橋専務理事は、「中長期的に安定して雇用を確保していくためには、地域経済の体質強化が何よりも不可欠である。今後、企業の体質強化を支援しながら、会員組合や傘下企業とともに求人を確保できるように努めていきたい。」と話しました。

本県にとっては若者の県内就職・定着化が重要な課題となっており、会員組合、組合員企業の皆様方におかれましては、高校卒業予定者に対する採用枠の拡大と求人票の早期提出についてご協力をお願いします。

採用選考にあたりましては下記の事項に十分ご配慮下さい。



【佐竹知事(左)と坂本労働局長】



【要請書を受け取る高橋専務理事】

◇採用選考時に質問・記入等を避けるべき事項◇

- | | | |
|-----------------------|---------------------|------------|
| ①本籍・出生地に関する事 | ②家族に関する事 | ③住宅状況に関する事 |
| ④生活環境・家庭環境などに関する事 | ⑤宗教に関する事 | ⑥支持政党に関する事 |
| ⑦人生観・生活信条などに関する事 | ⑧尊敬する人物に関する事 | ⑨思想に関する事 |
| ⑩労働組合・学生運動など社会運動に関する事 | ⑪購読新聞・雑誌・愛読書などに関する事 | |

組合相談コーナー 理事の職務・義務について

Q そもそも「理事」とは何をする人なのですか？

A 理事の務めは、①理事会に出席して業務執行の意思決定に参加すること、②代表理事等の業務執行が総会決議等に反しないかチェックすること、③代表理事の業務執行に協力することです。

どのような組合の理事も、善良な管理者の注意を持って委任事務を処理することが要求されます。善良な管理者の注意は、自らの事務処理に要求されるだけでなく、他の理事の職務執行に対するチェックにも求められます

ここで、理事の職務・義務について確認してみましょう。
次の説明が正しければ○を、誤っている場合は×を付けて下さい。

- 1 理事でない組合員が理事会を招集することはできない。
- 2 組合と理事個人との間の契約は自己契約に該当するが、理事の所属する企業との契約は自己契約にならない。
- 3 理事の任期は「2年以内で定款で定める期間」である。



※回答は10ページに掲載しています。